

【件名】新型コロナウイルス関連情報（ナミビア：新型コロナウイルス対策措置の緩和）

【ポイント】

１０月２１日、ナミビア政府は、緊急事態宣言の解除以降、新型コロナウイルス感染の状況が更に改善したとして、新型コロナウイルス対策の追加的緩和措置を発表しました。このうち重要な点は以下のとおりです（発表された原文は以下のリンクをご覧ください）。

（大統領ステートメント）<https://www.na.emb-japan.go.jp/files/100106346.pdf>

（保健大臣ステートメント）<https://www.na.emb-japan.go.jp/files/100106347.pdf>

【内容】

【ガインゴブ大統領発表要旨】

１ ナミビアにおける新型コロナウイルスの現状

（１）１０月２０日までの累計感染者数は１２，３６７人、このうち累計治癒者数は１０，５２８人（累計感染者数の８５％）、未回復の感染者数は１，７０７人（累計感染者数の１４％）、累計死亡者数は１３２人（累計感染者数の１％）である。

（２）９月１７日の非常事態宣言解除以降、新型コロナウイルス関連の死亡者数は４０％減少、新規感染者数は６１％減少している。また、国内全１４州のうち１２州について感染者数が減少、あるいは感染者ゼロを記録している。

２ 上記１の結果を踏まえて、１０月２２日から１１月３０日深夜まで、主に以下の措置を実施する。

（１）全てのナミビア入国者に対し入国前１週間以内に取得したＰＣＲ検査陰性証明書の提示を求める（ＰＣＲ検査陰性証明書を持っていない方は入国出来ない）。

ア 入国前７２時間以内のＰＣＲ検査陰性証明書を持っている方は自動的に入国が許可される（これまで必要とされていた１週間の自己隔離措置、５日目の再検査も不要）。

イ 入国前７２時間以上一週間以内のＰＣＲ検査陰性証明書を持っている方は従来通り１週間の自己隔離が求められる。

（２）集会の上限人数を５０人から２００人へ引き上げる。

（３）公共の場でのマスク着用が求められる。

【ご参考】

引き続き、以下の点に留意し、日頃から感染症の感染予防に努めてくださ

い。

- ・少なくとも 1m の身体的距離の確保を心がけてください。
- ・頻繁な手洗い、可能であればアルコール手指消毒剤も使用してください。
- ・公共の場等（職場を含む）においては必ずマスクを着用してください。
- ・通常の風邪とは違う、と感じたら医療機関に電話で相談の上、受診してください。

○日本国厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>

（感染症情報）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html

○日本国国立感染症研究所（コロナウイルスに関して）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-2020-01-10-06-50-40/9303-coronavirus.html>

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

参考：査証についてのご案内（外務省 HP）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/index.html>

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

（連絡先）

在ナミビア日本国大使館 領事班

住所：78 Sam Nujoma Drive, Klein Windhoek, Windhoek, Republic of Namibia 開館時間：8:30-12:45 13:45-17:00

電話：+264 61 426 700

FAX：+264 61 426 749

E-mail：consul@wh.mofa.go.jp

ホームページ：http://www.na.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

URL : <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delate>